

その他

裁判員体験記

——千葉地方裁判所の五日間——

植
村
秀
樹

はじめに
一 選任
二 審理
三 評議
四 判決
おわりに

はじめに

私は二〇一三年二月十四日から千葉地方裁判所で開かれた刑事裁判に裁判員として参加した。本稿は、その体験記である。もとより法律の専門家でないのみならず、この際に少しは勉強すればいいのだが、あいにくその時間が取れないので、あくまで素人の体験記にとどまっております、それ以上のものではない。それでも、記憶の新しいうちに書き留めておくほうがいいと思います、記すことにした。したがって、法律専門家には得るところのない、また、学術的には意味のないものあることは承知しているが、本誌は大学の紀要であり、法律学専攻以外の教職員や学生に読んでもらえれば、何かの参考になる部分もあるのではないかと思う。

はじめに述べておくが、裁判員には守秘義務というものがある。公務員には一般に守秘義務があることはある程度知られていると思うが、中にはとんだ勘違いもある。守秘義務の要点は、わかりやすい例でいえば、医師や弁護士などが患者や依頼人の事情を他人に漏らしてはならないのと同じである。ところが、役所の秘密主義や役人同士のかばいあいのためにあるかのような誤解をする向きもあり、かつて私が勤務したことのある文部省でもそれに類する言動に接したことがある。裁判所から送られてきた書類にも当然、守秘義務のことはくどいほど書いてあり、これに相当神経を使っていることがうかがえる。

さて、裁判そのものは四日間だった。しかし、その前日には選任手続きがあり、これを合わせると裁判所に五日間拘束されたことになる。さらに土・日曜日があり、公判が三日目と四日目の間に一日を挟んで開かれた。選任手続きから判決言い渡しまでの八日間を裁判員として過ごしたともいえる。

「プライバシー保護」という名目で裁判関係の書類のほとんどが自宅に持ち帰れないので、本稿は記憶を頼りに書いている部分が多い。毎日、その日にあったことを思い出してメモを残すようにしていたが、それでも、

話をあとから思い出すと、いつ、どういったタイミングで出てきたのかといった細部までは必ずしも正確とは
いれない。したがって記憶違いや前後関係に誤りもあるかもしれない。たとえば、ある証言が検察官の尋問に
対するものだったのか、弁護人の質問への答えだったのかなどである。証言内容についてはできるだけ解釈を
まじえずに記すよう心掛けはしたが、解釈が全く入らないということはありえない。また、法律的な問題など
は、おそらく間違いも少なくないだろう。

しかし、繰り返し返すが、本稿はあくまでも私個人の体験記であり、正確を期すために詳しく調べ直すといった
ことはしていない。なお、被告人の氏名は本稿の目的からは不要なうえ、事件の態様も考えて、仮名とする。

一 選任

(一) 名簿記載の通知

二〇一一年十一月、最高裁判所から封筒が届いた。封筒には、同年十一月十一日付の「裁判員候補者名簿へ
の記載のお知らせ」をはじめとする書類一式が入っていた。封筒の差出人は最高裁判所であるが、中の書類は
千葉地方裁判所からである。千葉県に住んでいるのでこれは当然なのだが、封筒の差出人がなぜ最高裁となっ
ているのかはわからない。

「お知らせ」には、「あなたは、抽選の結果に基づいて、当裁判所の裁判員候補者名簿（有効期間平成二十四
年一月一日から同年十二月三十一日まで）に記載されました」とある。千葉地裁の「刑事訴訟事務室裁判員
係」がその担当部署である。ほかには、調査票と返信用封筒があり、この宛先は最高裁となっている。役所の
ややこしい仕組みのために、最高裁から来たのか千葉地裁からなのか、やはりよくわからない。県の選挙管理

委員会が持っている選挙人名簿から抽選で選ぶのだから、実際にはすべて千葉でやっているのではなからうか。このほかに、『よくわかる！ 裁判員制度Q & A』という六十三ページの冊子が同封されている。漫画を用いてわかりやすく制度を解説しているこの冊子は二〇一一年九月発行の第五版ということである。この冊子には『裁判員候補者名簿に登録されたみなさまへ』と題するDVDが付いていた。担当していた一年生向けの「国家と法」の授業で学生と一緒に見ようかとも思ったが、授業の進行具合との関係で、その機会を設けることはできなかった。まあ、まさか裁判員に当たることはないだろうと思って、DVDもそのままにしておいた。

(二) 裁判員候補者

裁判員候補者名簿の記載期限、つまり「任期」が切れる直前の二〇一二年十二月、千葉地裁から封筒が届いた。こちらの差出人は千葉地方裁判所刑事第三部である。中には「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」のほか、「質問票」から返信用封筒まで九点の書類が入っていた。つまり、この時点で、実際にある裁判の裁判員候補者になった。まず抽選によって裁判員候補者名簿に登録され、さらに具体的な裁判のための抽選で選ばれたというわけである。選任手続きは二月十三日で、裁判は翌十四日から始まり、二十日まで計四日間開かれるとある。十二月にはまだ私の名前が名簿に載っていたため候補者には時間なずれが生じる。私の場合は期限切れ直前に選ばれてしまったということである。起訴されて裁判員裁判になることが決まってから、実際に開廷するまで二か月ほどかかるということである。

同封されていた「裁判員候補者に選ばれた方々へ」という文書によれば、「裁判員候補者になったことを公にしないでください」とある。「公にする」とはどういうことかというのと、「インターネット等で公表するなど、

裁判員候補者になったことを不特定多数の人が知ることのできる状態にすること」だそうだ。その一方、「休暇を取ったり、相談したりするために会社の上司や同僚、家族に話をし、書類を見せることは全く問題ありません」とのことである。

私はどうしたかというと、家族に話したほか、選任手続きの日が教授会と重なってしまったため、教授会を欠席する旨を学部長に伝えただけである。裁判員は誰でもなれるわけではなく、なることができない職業がある。国会議員、国務大臣、一部の行政機関の職員のほか、司法関係者や法律専門家もなれない。裁判官や弁護士はもちろんであるが、公証人や法務省の職員も裁判員になれない。法律専門家の中には「学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法学の教授又は准教授」も含まれる。私の場合は法学部に所属しているものの担当は政治学（学位は国際政治学）であり、これには該当しない。

裁判員制度に伴って導入された「公判前整理手続」によってあらかじめ裁判の論点整理ができていること、また、呼び出しに応じないと十万円以下の過料が課せられることがあることも記されている。過料とは法律用語であるが、一般にいう罰金のようなもので、平たく言えば「来ないと罰金だぞ」ということだ。これも裁判員法に定められている。

選任手続きに向く前に返送しなければならない書類がある。それは「質問票」である。これは辞退の希望の有無やその理由について尋ねるものである。七十歳以上の人や学生は無条件で辞退できるほか、仕事の関係でどうしてもできない場合、また、重い病気や怪我、親族や同居人の通院の付き添いや養育・介護が必要な場合、妊娠中または出産後八週間以内などとなっている。養育や介護が必要な家族がいる場合でも、一時保育や介護のサービスを利用できるようになっており、裁判員になることはできる。

最高裁判所が作成した『よりくわしくお知りになりたい方へ 裁判員制度ナビゲーション』と題する全

五十八ページのパンフレットも同封されていた。刑事裁判に関する基礎知識編、裁判員編、裁判員が参加する裁判・評議の具体的イメージ編、裁判員選任手続きの具体的イメージ編、裁判員制度の実施状況について、という五部構成になっている。イラストや写真を多用したカラー印刷のもので、私にはわかりやすいものと思った。

期日までに「質問票」の返送を終え、選任手続きの日を待つ。選任の抽選倍率は五倍以上だとどこかで読んだ記憶があり、そうであれば、選任されることはまずないだろうとこの時点では気楽に考えていた。

(三) 選任手続き

選任手続きの二月十三日がやって来た。集合時間の九時三十分より十分ほど前に到着し、受付で呼出状を渡し、入室してみると、すでに座席の大半は埋まっていた。机の上の書類に目を通すと、庁舎内には裁判員専用の区画が設けてあり、出入りは一箇所からしかできないようになっていた。部屋には椅子が二十八席用意されていた。渡された書類には席に番号が付されており、番号は飛んでいたが、三から六十七までであった。ということ、今回の候補者はおそらく七十人程度いたのだろう。何らかの事情で辞退した人を除いたところ、二十八人になったということではないか。時間が来てもあらわれない人もおり、欠席者を除くと実際に出席したのは二十人であった。性別でみれば、男が九人で女が十一人だったと思う。年齢も適度に散らばっていた。

係員から手続きについての説明を聞いた後、最高裁が制作した十五分ほどのDVDを見る。数日前に、名簿搭載時に送られてきたDVDを見たが、内容の一部はそれと同じだが、こちらは裁判員候補者用なので、異なる部分も多い。それが終わると、この裁判の担当者が登場し、前に並んだ。三人の裁判官に、検察官、弁護人、書記官が各一人である。

事件の概要の説明を事務官から受けた。強盗致傷など六件で起訴されたということだが、殺人などの凶悪事件ではないと知り、少し気が楽になった。裁判員に選任される前の時点で事件の概要を説明するのは、事件や捜査の関係者に知り合いがいるなど、この事件の裁判員に不適切な候補者を除外するためである。事件の概要を聞いたうえで「質問票（当日用）」に記入して提出する。概ね以下のような質問であった。

問一 画面〔室内に設置されたテレビ〕に表示された「裁判員になれない」に該当するか

（例…国会議員、法律専門家、起訴されている……）

問二 被告人や被害者などの事件関係者と関係があるか

問三（メディアなどで事件を知っている方へ）知った上でも、公平な裁判ができるか

問四（同じような事件に関係した方へ）自分の体験に左右されずに、公平な裁判ができるか

問五 裁判員になることについて、辞退を希望するか

提出した後、しばらくして、裁判長が再び現れ、全員への質問をおこなった。質問というより、記載事項に間違いはないかを念押しし、裁判員になることの意味を確認するものだった。候補者のうち、男性二人が別室に呼ばれた。おそらく、何かの事情があつて、個別に質問を受けるためだろう。あくまで想像であるが。ここでは質問は裁判長からなされることになっている。検察官、弁護士はいずれも、理由を示さずに候補者から一定数（各四人）をあらかじめ除外することができる。個別質問を受けている間にアンケートがあつた。男女、年代、職業、裁判員になりたいと思っていたかなどを尋ねるもので、職業の欄に「専業主夫」があるのが時代を感じさせるが、それ以外は当たり障りのないアンケートである。

しばらくすると、コンピューターによる抽選結果が発表された。名簿登録、候補者選任、そして今回の裁判員選任と、合計三回の抽選によって裁判員に選ばれるのである。ここでも当然、呼ばれるのは番号だけである。私を含め、呼ばれた八人は外に出た。六人の裁判員と二人の補充裁判員の八人以外はここで解散となる。裁判員には男二人、女四人、補充裁判員は男女各一人である。補充裁判員とは「控え選手」のようなもので、裁判員に何か不都合な事情が生じたときに代わって裁判員を務めることになっている。選ばれた八人は、年齢も性別も適度にばらつきがあった。

別室に移動し、刑事裁判の基本的な仕組みの説明を受けた後、宣誓を行う。宣誓書に署名、押印し、全員で読み上げ、提出する。宣誓の内容は「法令に従い公平誠実に職務を行う」といった簡単な文言である。裁判員法の文言を引用していることが帰宅後に『六法』をひもといてわかった。全員が宣誓文を朗読するのであるが、それは「規則」に「起立して厳粛に……」の定めがあるからである。こんなことまで規定するとは、さすがお役所と感心した。因みに、この宣誓を拒否すると、これも十万円以下の過料だそうである。

宣誓を終えると、「評議室」へ移動する。ごく普通の会議室で、長方形のテーブルに補充裁判員と裁判官も含め十一人全員が座る。宣誓も一緒にここでやればいいではないかと思うが、宣誓を始めて裁判員に任命されたことになるので、あの「厳粛」な儀式を終えなければ評議室には入れないということなのだろう。お役所はどこまでもお役所式だ。

起訴状（A4判横書き）をはじめ、筆記具、バッグなど一式を渡され、説明を受ける。持ち出しているものとそうでないものの一覧があり、メモも置いていくよう指示されている。これはプライバシーなど秘すべき情報が漏れることのないようという趣旨なのだそうだ。法廷でのやりとりのメモは傍聴人と同じであるが、証拠の多くは裁判官と裁判員にのみ開示されるため、裁判員のメモにもそういった情報が混入する可能性がある。

起訴状が何通かある。まだ事件や裁判の事情がわからないため、なぜ何通もあるのか疑問に思ったが、この日はながめるだけで終わった。

裁判員（以下、特に断らない限り、補充裁判員も含む）には各自にID番号が付けられており、第三者から接触を受け、身の危険を感じた場合には警察に一一〇番通報し、そのIDを告げるようにと注意を受けた。ただし、裁判長によれば「これまでにはそうした事例は皆無」だそうである。

翌日からの裁判の予定表によれば、冒頭手続きから判決言い渡しまでの日程がすでに詳しく記入されている。このほか、上着や鞆などの荷物を入れるために各自に用意されたロッカーの使用法、部屋には飲み物などが用意されており、自由に飲んでいいことなど、さまざまな説明を聞く。裁判長から、翌日の昼食時に互いに自己紹介をしないかという提案があった。ここまですべて番号で呼び、裁判官以外は誰の名前も出てはいない。

評議室を出て、法廷を見学し、自分が座る席を確認する。裁判官と裁判員の席があるところを「法壇」というらしい。その後ろに小部屋があり、控え室になっている。そこから、法廷にすみやかに入るために、あらかじめ入室する順番も決めておき、入室の予行演習までする周到さである。中央に三人の裁判官、その左右に三人ずつ裁判員が並ぶ。補充裁判員の席は、少し後ろに用意されている。裁判員に不都合が生じた場合にいつでも交代できるように、裁判員と同じように裁判の進行に立ち会うためである。それにしても、こんな場所から法廷を見るのは初めての体験である。

評議室に戻り、翌日の予定を再確認して、十二時過ぎに解散となる。こうして一日目が終わった。

二 審理

(一) 一日目——冒頭手続、被告人質問(犯罪事実中心)

いくら怠け者の私でも、裁判に遅刻するわけにはいかない。早目に家を出て、JR千葉駅から歩いて十分ほどのところにある裁判所の近くまで来た。時間に余裕があることを確かめて、手前の喫茶店でコーヒーを飲む。裁判所に着いて受付に備えてある開廷表をみると、この事件について「第1362号等・強盗致傷、暴行、窃盗、住居侵入、窃盗未遂(裁判員裁判)」等の記載があり、裁判員裁判であることも明記されている。裁判長は佐々木一夫、被告人は正田茂男(仮名)である。

前日の指示通りに書記官室に立ち寄ってから評議室に向かう。開廷は十時、裁判員の集合時間は九時四十分、私が評議室に着いたのは集合時間の十五分ほど前だったが、すでに補充裁判員も含む八人のうちの大半が席についていた。みなさん真面目なのか、気合が入っているのか、書類に目を通していている。私も席に着き、準備を始める。

時間ちょうどに三人の裁判官が入ってきて、簡単に今日の予定を確認した後、法廷裏の小部屋へ移動する。廷内の準備が整うと法廷内(書記官?)から電話があり、法廷の準備が整ったことが知らされる。裁判長を先頭に、昨日の予行演習通りの順で法廷に入る。法壇から見て左側が検察官、対する右側が弁護士、そして弁護士席の前にある長椅子に被告人が立ち、被告人を囲むように二人の刑務官がいる。傍聴人も含め、全員が起立している。最後に二人の補充裁判員が到着すると、一礼して着席する。起立して裁判官を迎え、一礼して着席するのは、どの裁判でも同じ光景である。前日の宣誓のように定められたものではなく、あくまで慣例なのだ。とあとで裁判官から聞いた。被告人を取り囲んでいる制服姿の刑務官は、千葉刑務所内の拘置所から被告人を

護送してきたのだろう。このあとも、いかなる場合でも二人の刑務官が必ず被告人を左右あるいは前後から挟む態勢を取っていた。彼らは警察官と同じように、指を伸ばして右手を額に当てる敬礼をする。検察側の席には前に三人、うしろに四人の計七人が座っており、対する弁護士側は一人である。弁護士は通常は二人のことが多いらしいが、この裁判では終始、一人であった。

(1) 冒頭手続

はじめに行うのが「冒頭手続」である。人定質問、起訴状朗読、被告人の言い分の確認等が続く。裁判長から、氏名、住所、本籍地などの人定質問があり、被告人は前を向き、はきはきと答える。事件の内容から想像していた姿とはいささか異なり、被告人の第一印象は悪くはない。

検察側の冒頭陳述が始まる前に裁判長が検察・弁護の双方に何かを確認していたが、それが何のことかわからなかった。あとで確認したのだが、この被告人は最初の二通の起訴状によって千葉地裁松戸支部ですでに二度公判が開かれていたところ、さらに捜査が進んで、松戸のとは別の事件で、強盗致傷で起訴されることになった。これが裁判員裁判の対象事件なので、はじめの二件と合わせてあらためて裁判員裁判を行うことの確認とのことである。

続いて検察官による起訴状の朗読が始まる。自分の氏名を名乗ってから、起訴状の日付順に四通を順に読み上げていった。裁判官と裁判員の手元には検察官の「冒頭陳述メモ」が配布されており、検察官は「冒頭陳述メモをご覧になりながらお聞きください」と公開の法廷で述べているので、こうしたものが配布されたこと自体は守秘義務の対象にはならない。あとで知ったのだが、こうした資料や証拠が法廷に設置されている大画面のモニターに映されることもあるとのことである。そうすれば、傍聴人も壇上のわれわれとほとんど同じもの

を目にすることになる。現在では法廷で傍聴人がメモを取ることには許されているので、逐一メモを取れば、事件と裁判について、かなり正確に、しかも裁判員とほとんど同じように把握することが可能になる。

この裁判では起訴状は四通あり、そこに記載されている犯行の時系列と起訴状の日付が前後しているので、起訴状の順に聞いていると、犯行の日付が前後し、事件の全体像がわかりにくい。四通の起訴状に記載されている犯罪は六件である。罪名は、強盗致傷、住居侵入、窃盗、暴行、窃盗未遂である。このうち最も罪の重い強盗致傷は裁判員裁判の対象となると定められており、この件によって裁判員裁判がおこなわれることになった。

起訴状朗読の間、被告人は証言台に立ち、緊張した面持ちで正面を向いて聞いていた。表情はこわばっているような、頬が紅潮しているような感じを受けたが、私のほうが緊張していたからそう見えたのかもしれない。事件を発生順に並べてみると次のようになる（いずれも二〇一二年）。

二月十六日	窃盗
三月二十日	侵入、窃盗
三月二十三日	強盗致傷
四月十日	暴行、窃盗
四月十五日	侵入、窃盗
四月十九日	暴行、窃盗未遂

逮捕されたのは四月二十日である。この事件がいささか特異なのは、被告人が四月十日と十九日の窃盗お

よび窃盗未遂事件（要するに「ひったくり」）の際におこなった暴行である。刑法上の暴行は人の身体に対する「有形力の行使」（外部に示された物理的な力を用いる）であり、最高でも懲役二年となっている（刑法第二〇八条）。怪我をさせれば傷害罪となる。つまり、暴行そのものは比較的軽い罪なのであるが、この事件では、被告人は、なんと人糞を被害者の顔に押しつけたのである。昨日の選任手続きのあとで起訴状に目を通した際に目に留まったが、にわかには信じられなかった。そのような犯行はこれまで聞いたことがなかったからである。検察官の冒頭陳述には、四月十日の事件以前に人糞を用いたひったくりを行った旨の発言があり、疑問を持った。起訴状によれば、人糞を用いた犯行は、四月十日が最初だからである。しかし、裁判員裁判になつたのは三月二十三日の強盗致傷のためである。ここで被告人は防犯用のスプレーを用いて「強取」、つまり無理やり奪おうとしたことが強盗にあたるというのだ。スプレーの使用が「反抗を抑圧」するに足る行為であり、それでもバッグを奪うことはできず、その意味では盗みそのものは「未遂」に終わったものの、着手しているので強盗（致傷）罪となるという理屈である。刑法では強盗罪には未遂というのはないらしい。

冒頭陳述の後、裁判長から起訴事実について尋ねられた被告人は、犯行事実はすべて認めたものの、三月二十三日の事件を法的に強盗致傷とするのは納得がいかないと述べた。ここがこの裁判の争点である。

弁護人もメモをわれわれに配布して、冒頭陳述をおこなった。被告人同様、強盗致傷の法的評価について争うと述べた。女性からバッグをひったくろうとした際に防犯スプレーを数度噴射したが、それは被害者を驚かせ、ひるんだ隙にバッグを奪おうとしたのであって、強盗にはあたらないというのが弁護側の主張である。噴射は最小限であり、身体接触もしておらず（殴ったり押ししたりしていない）、脅すようなことばもかけていないことを強調した。この弁護人は、国選弁護人である。それを知つたのは後のことであって、この時点では知らなかった。

ここまでで約五十分かかった。しばし休憩を取る。

(2) 証拠書類の取調べ（検察官）

十一時十分から再開し、検察側提出の証拠調べが始まった。事件に用いた防犯スプレーは実物を示して被告人に確認させた。テレビや映画で見られるように、透明のビニール袋に入っている。他の書類や写真などは裁判官と裁判員の席に設置してあるモニター画面を通じて示される。全部で五台あり、裁判長以外は、二人で一台の画面を見る。法廷の画面に映していれば被告人も見られるのだが、この裁判では利用していなかった。裁判長に促されて被告人は弁護士席に移り、そこで画面を見ることになった。スプレーは米国メース社 (Mace Security International) 製のもので、起訴状には怪我は「化学外傷」で「全治二週間」とあるが、診断書は添付されていなかった。

予定より二十分ほど早く、十一時四十五分から昼休みとなった。裁判官がスプレーの実物を検事から借りてきて、ビニールに入れたままであるが、みんなで手に取って見た。アメリカ製らしいごついスプレー缶ではあるが、特別なものには見えない。説明書きは当然ながらすべて英語である。

前日に注文しておいた弁当を食べ終えたところで、先日裁判長から提案のあったとおり、全員で自己紹介をした。まず裁判官三人が裁判長、右陪席、左陪席の順で、趣味や家族のことなどを話し、補充裁判員も含めて八人の裁判員が順次、自己紹介をした。ここでは名前を名乗る人が多かった。話の中身はさまざまだが、プライバシーに関わることなので、これ以上は書かない。

十三時三十分再開。午前の続きの証拠調べが続く。ふたたび現場や被害の様子を映した写真が示され、被害にあった若い女性の供述調書やその処罰感情などは、若い女性検察官が朗読した。「恐怖に震えた」などの

文言が並び、「このような犯行に及んだ被告人を許せない。厳しい処分を望む」といった内容だった。それを女性に読ませたのは、心理的効果を狙ったものだろうなどと思いながらまわりを見回すと、四人の女性裁判員のうち三人がマスクをしていた。顔を隠すためなのだろうかと思っただけ（評議室でもマスクをしていることが多かったのだ、そういうわけではなかったようだ）。

(3) 証人尋問（鑑定人）

再び休憩を取った後、十四時三十分から検察側の証人尋問を行い、防犯スプレアの成分を鑑定した千葉県警科学警察研究所の職員が証言台に立った。専門家の立場から、成分はカプサイシンという、早い話が唐辛子の成分であり、そこから容易に想像がつくように、目や喉に入ると、ひりひりするというものだ。この成分の受容体は人の全身にあり、付着した部分に痛みを感じる。この人はおそらく化学関係の専門家なのだろう。このスプレーは噴射すると内容物が泡状になって飛散するが、泡の周囲には細かい霧状の部分もある。完全に泡だけとはいかない。このところを引き出すのが証言の狙いだったようだ。専門的な話なので、わかりにくいところもないではないが、毒物というより刺激物という感じのものだろうということがわかった。私にわかったのはその程度だった。

被害者は病院に運ばれ、治療を受けた。全治二週間とは、実際には三、四日で治るものに出す診断書だろう。まして、犯罪被害者には「割り増し」があるのがこうしたものの常である。その後、通院や投薬をしたわけでもなく、つまり、怪我の程度としてみた場合、そうたいしたことではない。ただ、被害者はコンタクトレンズをしているので、翌日まで目が痛かったという。

弁護人による反対尋問の時間は二十分用意されていたが、実際にはかなり短かった。人体への付着を鑑定し

たことがあるかとの質問には、「人体への付着の鑑定経験はない。人を連れてきて鑑定するわけにはいかない。付着した物についての鑑定のみだ」と答えた。人体への傷害についての証言の信用性に疑問を投げかけるのが弁護人の狙いなのだろう。確かに、人体にどのような傷害を与えるかについては明快な説明がなされたわけではなかった。

裁判所からの質問時間として十分が予定されていた。質問は、休憩時間にあらかじめ相談したおき、それをまとめて裁判官が質問した。カプサイシンの毒性について尋ねたが、「何でも毒になりうる」といった一般論に終わり、結果的には、スプレーの成分は特に毒性を持つものではないと証言したに等しい。市販している防犯スプレーなのだから当然のことである。「水でも毒になる」と金子氏は証言のなかで述べたが、科学的にはこれは正しいかもしれないが、ここでは無意味である。失明や視力低下など、後に傷を残すかとの問いには、やや自信なさそうな表情であいまいに「視力低下など、そういうことも考えられる」と答えるにとどまった。やはり成分鑑定の専門家であって、人体への影響などについての医学的な知識には乏しいようだった。

証言が終わると傍聴席を通って法廷を後にしたが、その際に検事側の後ろの席にいた四人が傍聴席に移動した。あとで知ったことだが、彼らは検事ではなく、司法修習生（司法試験に合格した後の研修期間中）であった。傍聴席の検察側に近いところに五十代ぐらいの女性が座っていた。朝のうちはいなかったのが、午後から傍聴に来たようだ。翌日になってこの女性が証言台に立ったのでわかったのだが、被告人の母親であった。被告人の家族などは傍聴席のなかでも比較的弁護側に近いところに座ることが多いそうだが、この人は違った。ちなみにこの千葉地裁八〇二号法廷の傍聴席は四十八席ある。この裁判中、傍聴席では常に数人ないし十人強が傍聴していた。

(4) 被告人質問（犯罪事実中心）

十五時四十分、再び被告人が証言台に立った。緊張感はいやが上にも高まる。今日の質問は犯罪事実中心で、まず弁護士から質問が飛ぶ。この若い弁護士の癖なのか、被告人が犯罪事実を認めているからなのか、思っていたよりも厳しい口調で事実を確認する質問を発する。争っているスプレーについて、「驚かしてひるんだ隙にバッグを奪おうとした。怪我を負わせることは意図していない」旨の証言を引き出した。もちろんこのあたりはこの裁判最大の争点なので、打ち合わせておいたとおりであろう。一、二年前に公園のゴミ箱かどこかでスプレーを拾って自宅に保管しておいたことを思い出し、犯行に利用できるのではないかと思いついた。そこで自宅近くの公園で自分の顔に噴射して実験し、その威力の程度は承知のうえで犯行に及んだ。犯行では、後ろから被害者（二十三歳）に近づいて何か言葉を発した（被害者によれば挨拶のような感じだったとのこと）後に右後頭部に一度噴射し、バッグを奪おうとしたが、被害者がバッグのベルトをつかんで抵抗したためこれを奪えず、ほぼ正対するような体勢になりながらバッグの本体部分を左手で引っ張りながら、右手に持っていたスプレーをなおも三、四回、各一秒程度、頭頂部めがけて噴射した。被害者の供述調書では、このあたりのことは、バッグを奪われまいと抱きかかえるようにして抵抗したとなっている。最後まで被害者が手を離さなかったため、被告人はあきらめて逃走した。

さて、この事件全体の核心と私が考える人糞を女性の顔に押し付けてのひったくりであるが、それは自分の排泄物で、犯行前に用意しておいたものだという。以前、ひったくりをして被害者から追いかげられたことがあり、追いかげられないようにするためにこのような手口を考えついたのだそうだ。ほかの物は思いつかず、最も驚く方法だと思ったのだということである。また、若い女性を狙ったのは現金を多く持っていると思ったからだという。いやはやなんとも情けないほどの幼稚さである。これでほんとうに二十七歳かとあきれた。弁

護人から、人糞を顔に押し付けられる被害者のことを考えなかったかと聞かれ、犯行時は、金欲しさのあまりほかのことは考えなかったと答えた。また、自分の糞便を女性の顔に押しつける行為に性的興奮を覚えたかと弁護人から聞かれたが、被告人ははっきりと否定した。質問の最後には、反省の弁を引き出した。通り一遍の反省の弁に果たして効果があるかは疑問だが、弁護人としては、やはりそれを言わせないわけにはいかない。

続いて検察官からの質問が二十分ほどあった。争点となっているスプレーについて厳しく追及した。威力を知った上で用いたことを被告人の口から引き出そうとしていた。公園での実験では、タオルを左手に持ち、水道の近くでおこなったのは、威力を知っていたからだと言わせようとした。威力を確認したうえで犯行に及んだとの印象を与える目的だろうが、さして有効な追及とはならなかったように思う。まあ、威力といっても所詮は唐辛子成分の防犯用スプレーである。いくらアメリカでも、防犯以上の効果のものを市販しているとは思えない。それはともかく、スプレーを用いるより前に、人糞を用いたひったくりをおこなっていたと検事が発言した。起訴状にはなかったもので、疑問に思った。間違いなのか、それとも、起訴状にない、つまり起訴されていない事件があるのだろうか。起訴するだけの証拠がそろわないのか、あるいは、被害が軽微などの理由で起訴してないのか。

検察官は、盗品のうち運転免許証などのカード類などを捨てなかったのはなぜかとしつこく尋ねたが、「捨て忘れた」と繰り返すばかりで、これもさして効果のある追及とはならなかった。ただの窃盗にとどまらず、カード類などを悪用しようとしていた可能性を示唆したかったのだろう。話の途中で被告人の口から「盗んだ自転車を犯行に用いた」との証言も出たが、これも余罪か。

ほぼ一時間ごとに休憩を取っているが、ここでまた休廷し、裁判所からの質問について相談をした。予定としては十分間だが、裁判官からも裁判員からも尋ねたいことがいくつか出た。主に裁判長の両隣に座って

いる陪席裁判官がまとめて質問した。このときは、強盗致傷に問われた事件でバッグを奪おうとした際の争い方について質問した。被害者はバッグを肩掛けにしていたのか、それともたすき掛けにしていたのかを尋ねたが、覚えていないとのことだった。被害者の供述調書にはたすき掛けとなっている。たすき掛けをしていればひったくることはむずかしい。結局、納得できる回答は得られなかった。それは被告人が正直に話していないという意味ではなく、被害者の供述調書との食い違いを合理的に説明できる答えがなかったという意味である。おそらくはどちらも（主観的には）正直に話しているつもりでも、そもそも正確に覚えていないのだろう。人の記憶とはそういうものだ。

供述書と証言を総合すると、引っ張り合いになってから諦めるまで、五、六秒程度だったことになる。ひったくりまでは窃盗未遂であり、その後、引っ張り合いながらスプレーを噴射したのが強盗というのが検察側の主張である。犯行後、スプレーは現場に遺され、いわゆる遺留品として警察により発見されている。犯行の後でスプレーは落とした（捨てたのではない）と被告人は証言した。私は裁判長の許可を得て直接被告人に質問した。スプレー噴射は、本当は顔にかけたかったが、被害者がうつ向き加減だったので頭頂部にかけたのかと尋ねたが、顔は狙わず、頭頂部めがけて噴射したと繰り返しただけに終わった。このほかに、スプレーの使用を思いついたのは犯行の一週間ほど前で、また、起訴されていないが「盗んだ自転車でうろついた」ことも被告人自ら証言した。

閉廷は十七時を少し過ぎたころだった。評議室に戻って簡単に翌日の打ち合わせをし、解散となった。緊張したからだろう、帰宅後、どっと疲れが出た。いつもより早く床についた。

(二) 二日目——証拠書類の取調べ (検察官) 〔論告・求刑と最終弁論〕

二月十五日の朝は早く目が覚めた。寝ていても裁判のことが頭から離れない。昨日と同じように、裁判所に入る前にコーヒーを飲み、頭の整理と心の準備をして裁判所に入った。今日も受付で開廷表を見る。見てもしよがないのだが、今日もこの裁判が開かれることを確認する。ほかには裁判員裁判はない。成田空港を抱えているからだろうが、千葉県は覚醒剤絡みの事件が多く、裁判員裁判も多いほうだと聞いたことがある。この日も廷裁判員の集合は九時四十分、開廷は十時だ。

(1) 証拠書類の取り調べ (検察官)

昨日に続いて検察の証拠調べを行う。まず、被告人供述調書が読み上げられた。履歴、職歴などであるが、「表彰された」こともなく、公務員として働いたこともない」との一節には思わず笑ってしまった。表彰はともかく、「公務員として働く」ことに特別の意味があるというのだろうか。検察のお役所体質(官尊民卑?)の表れなのだろうか。肝心なところは職歴である。高校を三年で卒業したあとは、いくつかアルバイトを転々とした。その後、柏市内のスーパーマーケットで契約パート社員として約二年間働いたが、正社員になりたいと思い、フロアコーティングの会社に入社した。二〇一一年春ごろまでそこで働いたが上司との折り合いが悪くなり退社した。それからというものの、アルバイトをするも長続きせず、秋には蓄えも底を尽き、同年暮れごろから他人の家に侵入するようになった。仕事がうまくいかなくなり、犯行に走った被告人の転落ぶりがよくわかった。

(2) 証人尋問(被告人の母親)

ここで弁護側証人として被告人の母親が証言台に立った。昨日の午後、傍聴していた人である。弁護側の予定時間は二十分である。母親の証言内容は、主に家庭環境や被告人の仕事のことなどであった。

証言によれば、事件のことは逮捕後にはじめて知った。本人の口から聞くまでは、犯行を信じられなかった。勾留されていた流山警察署に週に一度は面会(接見)に行ったが、はじめのうちは、被告人はうつむいて涙を流していたという。なぜこのような事件を起こしたのか、尋ねようとも思ったが、面会時には警察官が一名必ず立ち会っているので、深く聞けなかった。逮捕後、家の前でビデオ撮影していた人もいた。事件を知った知人らから電話もあった。

被告人とはふだんの会話はあったが、仕事のことなどはあまり深く聞かなかった。いつもあまり詳しく話さないで、そのままにしていた。以前、正社員になったときは、「長時間の勤務だがやりがいがある」と話していた。次兄とはサッカーという共通の趣味があり、金も兄から借りていたようだという。

被害者六人のうち五人とはすでに被害弁償も終わっており、三人とは示談も成立している。これに要したお金はこの母親が工面した。家計にあまり余裕があるほうではなく、容易ではなかった。一部は年金保険(?)からの借り入れによった。

罪を犯した息子のことを聞かれ、「普段はおとなしくて、優しい子。あんなことをするなんて、私の知っている茂男じゃない。私の息子の茂男じゃない」と、涙を流しながら搾り出すように話す姿は憐れだった。弁護人は「大丈夫ですか」とひと呼吸おいてから、「厳しいことを言うようだが、あなたにも甘いところがあった」と容赦なく指摘した。母親は「はい」と大きくうなずいた。「今後、あなたは茂男さんをどのようにしていくつもりか」と質すと、「しっかりと監督していく」とはっきり答えた。「本当にできますか。これまでのような甘

い姿勢ではだめですよ」とたたみかけると、母親は氣力を振り絞るようにして「しつかりやります」と答えた。檢察官の尋問は、被害弁償の発案者は誰かを尋ねるなど、金の出所も含め、弁護人と母親によるもので、被告人自身はあまり関与していないことを印象づけようとするものであった。また、すべての被害者が受け取ったわけではなく、なかには一切の連絡を拒んでいる被害者もいることを指摘した。さらに、起訴されていない事件の被害者にはどうするつもりかと尋ねた。

母親への証人尋問のなかで、弁護人は終始、母親のことを「あなた」と呼び、被告人のことを「茂男さん」と呼んでいた。対する檢察官は母親に向かって「証人」と呼んだ。その上その発音がいわゆる共通語における「商人」と同じく頭の「し」にアクセントが来る。平坦なイントネーションで「証人」と呼んでいれば違ったかもしれないが、「しようにん（商人）」と呼ばれた母親は、誰のことを言っているのかとまどう場面が二度ほどあった。休憩時間に裁判官に尋ねると、きよとんとした様子で、少し考えてから、「そういわれてみれば、檢察官のなかには、商人のイントネーションで、証人と呼ぶことがしばしばあるような気がする」とのことであった。これ以外ではこの檢察官はほとんど標準的な発音（田舎者の私が言うのもなんだが）だったので、こっだけ違和感を覚えた。法曹界に特有の話し方なのだろうか。どうでもいいことではあるが、私はこういう細かいところが気になる。

(3) 証拠書類の取り調べ（弁護人）

ここでは、母親の証人尋問でも出た被害弁償と示談の書類などが提出された。被害弁償は十万円から二十万円の幅で、合計額は八十五万円である。六人の被害者のうち、一切の連絡を拒否しているひとりを除いて、被害弁償は済んでいる。また、被告人は謝罪文を書いて被害者に送っている。これも五通書いたが、ひとりは受

け取りを拒んだ。直筆だが内容はいずれも同じようなものである。弁護士が用意した文章かもしれないが、直筆であるところに意味はあるのだろう。たどたどしい筆跡ではあるが、丁寧に書こうしている姿勢は見える。こうした書類も裁判官（員）席のモニター画面に映し出された。さらに被害者のうち三人とは示談が成立している。被害弁償で金銭的な問題は解決していることの確認のほか、被告人への「刑事処罰を求めない」ことまで盛り込んであり、少々驚いた。「厳しい処分」を求めた前日の検察側の供述調書での「処罰感情」と大きく異なる内容である。当然、被害者の供述は事件発覚後まもなく行われているのに対して、被害弁償や示談書はかなり後のことであり、その時間差はおよそ半年ほどある。これもあとで裁判官にたずねたところ、「寛大な処置を」はしばしばあるが、「刑事処罰を求めない」はめずらしいということだった。また、窃盜被害にあった女性からは、被告人の罪を許し更正を期待するといった内容の手紙が送られていることも弁護士は強調した。

（４）被告人質問（情状事実中心）

再び被告人質問だが、犯罪そのものについてはすでに初日に終わっているので、ここでは被告人の履歴や犯行後のことなどを問い質した。

まずは弁護士からの質問に対する証言の主な点は次の通りである。一度は正社員として就職したものの、先輩の失敗の責任を押し付けられて二十万円の支払いを求められ、ここを退社した。これ以後は、いくつかアルバイトをするがどれも長続きしていない。その後も仕事を探して面接等を数回受けたものの、不採用になったり、自分から辞退したりして、無職になった。蓄えも底をつき、犯行を思い立った。被告人が小学生の頃に父母が離婚し、中学時代にはいじめにも遭ったことがある。そうしたことから次第に対人関係が苦痛になり、仕事でもそういった種類のものは苦手で長続きしない。これまでには、スーパーの食品検査や倉庫での仕事など

の仕事についてきた。どのような判決が出ても受け入れ、更正すると締めくくった。

検察官は、弁償や示談が弁護人と母親によるものであること、まだ弁償が済んでいない被害者には今後どうするつもりなのかなど、被告人の弱点を容赦なく突いてきた。立場上当たり前のことをしているのはあるが、これは被告人に質しても埒が明かない問題でもある。

休憩時間にこちらから尋ねたいことを話し合い、再開した。仕事のこと、兄からの借金のこと、将来のこと、支えてくれる人など、いろいろと聞いておきたいことをまとめて裁判官が質問した。兄から借りるときは数千円から一万円程度で、総額で十万円を超えるようだ。この時の応答ぶりでは、兄は接見に来たことがあるが、あまり頻繁ではなかった模様であり、ガールフレンドは「待っていてくれると言っている」という。この被告人のような人格的に未熟（私にはそう見えた）な場合は、周りに支えてくれる人がいないと容易には立ち直れないだろう。支えてくれる人はいるか、それは誰かを尋ねると、母、兄、そしてガールフレンドを挙げた。さらに、裁判長があらためて逮捕のことを尋ねた。四月二十日に自宅に刑事が来て、任意同行を求められ、警察署内で逮捕された。糞便を用いた別のひったくり事件らしいが、起訴されておらず、この件は処分保留になっている。起訴されていないものもあわせ、十五件ほどの犯罪を犯していると証言した。また、出所後はどのような仕事でも我慢して働くつもりだが、どのような職種かなど、将来の仕事のことについては具体的なイメージは描けていない。まあ、当然だろう。この段階でそこまでは考えられない。

(5) 論告・求刑と最終弁論

休憩の後、検察の論告・求刑に移る。証人尋問に予定より時間がかかったため、全体が少し遅れ気味となり、十四時過ぎぐらいから論告がはじまった。配布された「論告メモ」はA3判とA4判が各1枚あり、カラー印

刷の見やすいものである。金、人、時間がかかっている。さすがに国家権力は強い。もちろん争点の強盗致傷を中心に、弁護側の論理を打ち破ることに力を注ぐものであった。官僚的な手際の良さを感じさせるもので、起訴された事件の全体については、常習的で手段を選ばない犯行であり、反省も不十分で酌量の余地はないという厳しいものである。懲役八年を求刑した。

弁護人も最終弁論にあたってメモを配布したが、話す項目がいくつか書いてあるだけで、検察との差はここでも歴然である。国選ということもあるのだろうか、まさに徒手空拳、孤軍奮闘という感じだ。争点となっている事件について、強盗に当たらないことをあらためて力説し、窃盗未遂または恐喝未遂と傷害罪をあわせるのが妥当と主張した。さらに事件の態様において他の事件（糞便を用いたひったくり）との比較を求めた。つまり、スプレー事件だけ飛びぬけて法定刑の高い強盗致傷を適用するのは適当ではないという意味だろう。被害弁償や示談等が進んでいること、母親の監督体制ができていないこと、まだ若く、更正が期待でき、再犯の可能性は低いことなどをあげ、社会における活動を通じての更正が望ましいとして、執行猶予付き判決を求めた。こちらも手持ちのネタをすべて注ぎ込んだという感じだ。

最後に、被告人の最終意見陳述があった。迷惑をかけたことを詫げる言葉はあったが、淡々とした短いもので、さほど準備ができていないことをうかがわせた。どこまでも未熟な若者だと思った。十分に反省していないという印象を受ける人もいるだろうと感じた。

判決言い渡しの日時を告げてこの日は閉廷となる。これで審理が終わった。

三 評議

(一) 事実認定について

法廷から戻ると十五時近くになっていた。当初の予定では十四時三十分から評議の予定だったので、少し押し気味だが、審理は概ね時間通りに進んだということである。初日に検察官席にいた四人の司法修習生が評議を傍聴することになった。

さっそく評議を始める。まず、裁判長から「刑事事件の目的とルール」の説明が行われた。「ルール」とは奇異な感じを受けるが、渡された説明のメモにそうあるので、ここでもルールと記す。それによれば、「刑事裁判の目的」は、①被告人が起訴状に書かれている犯罪を本当に行ったかどうかを判断する、②有罪とすること、③被告人をどのような刑に定めるかを決める、というものである。ルールとは、①被告人が有罪であることは、検察官が証拠により証明する、②有罪か無罪かの判断は、法廷に提出された証拠だけで判断する、③常識に従って判断し、被告人が起訴状に書かれている罪を犯したことは間違いないと考えられるときは有罪であり、逆に、有罪とすることについて疑問があるときは、無罪としなければならない。

さて、評議の内容だが、これは守秘義務の対象となっている。特に重要なのは、誰がどのような意見を述べたか、罪名や量刑を決める際の投票結果がどうであったかなどである。当然、こうしたことを書くわけにはいかない。守秘義務は一生のものなので、俗に言う「墓場まで持っていく」ことになる。

争点はあくまでもスプレーを用いた事件が強盗致傷にあたるかどうかである。刑法上の強盗の定義はないものの、その部分は起訴状で「反抗を抑圧し」となっており、論告メモでは「財物を奪われないよう抵抗できないほどの暴行」と表現されている。わかりやすく言い換えているようでありながら、強盗と認定するための敷

居を低くしているように私には感じられた。表現の微妙な違いがわれわれの判断に影響を与えるのではないかとこの疑念である。公判前整理手続きで検察官、弁護士、裁判所の三者のあいだでこのあたりの争点についての合意ができていないはずなのだが、法的に強盗と認定する境界線の引き方は、裁判によって、つまり整理手続きによって、違いが出てくることはないのだろうか。

さて、刑法には罪名と量刑が決められているが、それによれば、強盗は懲役五年以上、強盗致傷ならば懲役六年以上と定められており、一気に法定刑は高くなる。つまり、重い罪となる。ここは考えどころだと思った。因みに窃盗の場合は、懲役一年から十年という幅がある。このような刑法の設計と一般国民の常識的な感覚との間にずれがあり、それが刑の重さに結びつく心配はないのだろうか。

ともあれ、問題は強盗にあたるか否かである。被害者の供述と被告人の証言には事実関係において若干の相違があり、実際にどのような体勢でバッグを奪い合い、スプレーを噴射したのかを慎重に検討した。

評議の途中で土・日曜日を挟む日程となっていた。裁判長に確認したところ、意図してこのような日程にしてあるわけではなく、たまたまこうなったということである。裁判員も中休みとなるが、休みとはいっても、どうしても裁判のことが頭をめぐってしまい、休日というのに何だか休まらない。むしろ幸いというべきか、土曜日には親戚の法事があり、出かけることで息抜きになるだろうと思っただが、結局、読経の間じゅう、犯行の態様を思い浮かべ、それが強盗に該当するかどうか考えていた。ここがこの裁判の争点であり、量刑も違ってくる。おかげで（？）長い読経もこの日ばかりは苦にならなかった（足はいつもと同じようにしびれたが）。寝ても覚めても、とはこういうことかというほど、頭から離れないものだ。

どうにも気になったのは、一般の人が使う日常の言葉と法律上の犯罪とでは、違いがあるのではないかとい

うことである。たとえば、娘がひったくりに遭ったとしよう。私の妻ならば、「うちの娘、このあいだ、ひったくりにあったのよ。それも防犯用のスプレーまで使って。あれじゃあひったくりじゃなくて、強盗よ」といった具合に使うことも十分ありそうだ。ひったくりは多くの場合窃盗であり、窃盗は刑法には懲役十年以下の刑と定めてある。もつとも、窃盗とはいえ、置き引きや空き巣狙いと違って、被害者から強引に奪うのだから、被害者に恐怖や危険を与えることもあり、怪我を負わせる危険性も高い。しかし、強盗までのあいだにはいくつもの犯罪の組み合わせとして理解が可能なのではないかと思う。なにしろ、強盗は懲役五年以上という重い罪なのである。今回の裁判の事件では、バッグのベルトを握って離さない被害者に向けて再度スプレーを噴射したのは、刑法でいうところの「恐喝」行為とみることもできるだろう。弁護人はそう主張した。そう考えば、恐喝と窃盗（未遂）の組み合わせとすることも可能となろう。一方で、万引きを追いかけた店員を殴れば、「事後強盗」が成立するとされており、窃盗とのあいだはさほど開きが大きいとはいえないかもしれない。強引に奪おうとしたのだから強盗だとすると、いきなり刑が五年以上に跳ね上がると私には感じられた。一般人が日常的な感覚で使う言葉と刑法上の位置づけとの間にややずれがありはしないかと思えるのである。裁判員が「常識に従って」判断する場合、事実認定をしてから、思いの外、重い刑になることに気づくということはないだろうか。

さて、防犯スプレーは「反抗を抑圧」したといえるのか。この「反抗を抑圧」は最高裁判例かになかに出てくる言葉らしく、これが強盗のメルクマールになっているようだ。これを検察は「被害者が抵抗できなくなるほどの暴行」と言い換えていたが、私には、この言い換えは、わかりやすくしているようで、強盗罪を適用する敷居を下げていたのではないかと感じられた。意地悪く勘ぐれば、検察は、裁判員が乗りやすいように仕向けているのではないか、と思ったのである。この事件では、被害者はバッグのベルトを離さなかったため、

ひったくり（窃盗）は成功していない。スプレーは市販されている防犯用品であり、その威力は限られたものであり、時間としてもせいぜい数秒間のことである。この被害者はバッグから手を離すことはなかったが、裁判で認定すべきは、この事件の被害者にとってではなく、一般論として「抵抗できなくなるほどの暴行」だったと見るべきかどうかである。さらに、これ以外の五件の犯罪を考え合わせると、量刑についての判断はさらにむずかしくなる。

こんなことなどが、日曜日でも頭から離れず、ほかのことはほとんど手につかなかった。

裁判三日目となる二月十八日は、終日評議に充てることになっている。この日も開始は朝十時からであるが、登庁時にいつものように開廷表を見る。別に意味はないのだが、何となくそうしている。この日は、別の裁判員裁判があり、それとは別に選任手続きもある。やはり千葉は多いのだろうなどと思う。

評議室では、昨日に引き続き、四人の司法修習生が傍聴している。もちろん口を開くことは一切ない。裁判長が争点と事実を整理してホワイト・ボードに書き、討論の参考にする。金曜日に引き続き、この日もじっくり議論を重ねた。二時間近くが過ぎ、意見も出尽くしたところで、最後にひとりずつ意見を述べ、評決によって決定した。補充裁判員は評議の中で意見を言うことはできるものの、評決には参加できないので、裁判官と裁判員の九人で決定した。検察側の主張通り強盗致傷と認めることになった。

（二）量刑について

午後は、量刑についての評議を行った。まずは量刑についての説明を受ける。事実認定についての評決によって争点に決着がつき、それをまずは基準とすることになる。その法定刑と酌量減輕の限度、執行猶予につ

いてなどがその中心であった。強盗致傷の場合は、法定刑では懲役六年以上となっているが、酌量減輕によつてその半分、すなわち最大で三年まで軽くすることができる。懲役三年であれば、執行猶予をつけることができる。酌量では、事件の態様や情状などを検討することになる。計画的あるいは凶悪な犯行か、被告人に酌むべき事情はあるかといったことが検討の対象となる。裁判所には量刑のデータベースがあり、それによれば、今回のケースに比較的近い強盗致傷罪三十六件のうち、懲役五年が十三件と最も多く、三年以下の懲役刑が七件、うち二件は執行猶予付き、二件は保護観察付きだった。

酌量などについても一通り検討し、意見交換した後で仮投票をおこなった。今の時点での程度の量刑が適当と考えるかを紙に書いて提出した。仮とはいえ、この結果も守秘義務の対象にあたると思われるので、ここには書けない。この仮投票では補充裁判員の二人も含めて十一人が自分の考える量刑を紙に書いて提出した。「懲役〇年」といった具合である。それを裁判長がホワイト・ボードに並べる。当然ある程度のばらつきがあり、皆それぞれに、自分と他の人たちの判断の違いを感慨をもつてながめたことだろう。今日はここまでで午後五時になり、決定は最終日に持ち越す。

翌日は評議は行わず、また間が一日空くこととなった。といって裁判所が「火曜定休日」であるわけはなく、おそらく、判決の方向が見えてくるので、判決の草稿でも書いているのではなからうかと想像した。もし、もつとすんなり進んでいけば、三日目でほとんど片づいてしまっていたかもしれない。この日はできるだけ裁判を忘れて自分の本来の仕事をしたかったが、やはりなかなか頭から離れない。

ついに最終日の二月二十日がやってきた。裁判としては四日目だが、選出のために出向いた日から数えると

八日目になる。残るは量刑の決定と判決の宣告である。この日もいつもの手順を踏んで評議室に入る。

最終評議を行い、量刑を決める。一昨日の仮投票について、各自が自分の判断を述べた。さらに、酌量すべき事情はあるか、あるとしたらどの程度かなど、さまざまな角度からあらためて検討を重ねた。昼前に補充裁判員を除く九人で最終投票を行い、量刑を決めた。決定方法は裁判員法に定められている。刑の重いほうから評の数を数え、過半数に達したところがその刑になる。ただし、裁判官、裁判員の両方が含まれていないと成立と見なさない。つまり、裁判員だけでは決定できない。ややこしいので、例を挙げよう。今回のケースの場合を例とすると、たとえば、仮に、裁判員は懲役八年、七年、六年が各二票ずつだったのに対し、裁判官は五、四、三年が各一票だったとしよう。八年から数えていくと、六年のところで過半数の五票に達する。しかし、その中には裁判官の票が含まれていないので、裁判官の票を含む過半数ということではさらに進むと、裁判官のひとりが五年なので、これが量刑となる。これは裁判員だけの票で極端な結果にならないようにという配慮だろう。こうした決定方法を取るので、裁判官の票か裁判員の票かはわかるようになっていく。この方法で量刑を決定した。

そのあとで、裁判までに拘束された約十ヶ月のうち、捜査などに要した日以外を刑に服したとみなして刑期から差し引いていいか、また、裁判費用の負担を被告人に求めるかなどを協議し、決定した。

これで決めるべきことはすべて決めた。評議終了である。ちょうど十二時になるところだった。裁判員としての仕事はこれで事実上終了した。あとは判決の言い渡しである。十四時三十分までに戻ればいいから、今日は時間がたっぷりある。外に出てゆっくり昼食をとった。十四時過ぎに評議室に戻ると、裁判員についてのアンケートが机の上に置いてあり、それに記入した。検察官や裁判官などの説明はわかりやすかったか、やってみてよかったと思うか、といった内容のものだ。そのほかに「今後のご協力をお願い」という文書も配られた。

「裁判員等経験者の方々のご意見等をお伺いするための様々な機会を設けていきたい」ので協力してくれるから、「エントリー希望書」を返送してほしいというものだ。具体的な企画はまだ決まっていないということのようだった。

四 判決

十五時に裁判官が評議室に表れた。補充裁判員も含めて全員で判決文の読み合わせをし、内容を確認した。判決言い渡し後の「説諭」で言っしてほしいことはないかと裁判長が問い掛ける。裁判員のなかから、こういうことを言っしてほしいという要望があり、裁判長はメモをとった。

十六時に法廷に入る。法壇に上るのもいよいよこれが最後だ。被告人は証言台の前で起立したまま、神妙な面持ちで判決を聞く。

「主文 被告人を懲役四年六月（よねん・ろくげつ）に処する」。さらに、拘束されていた二百七十一日から捜査や裁判に要した日数を差し引いた百五十日を刑期から除外することも主文に入っている。これも評議の際に決めたことである。入っていないのは、「訴訟費用は被告人の負担とする」という文言だ。国選弁護人の報酬や証人の交通費や日当を被告人の負担とすることもできるが、しなかった。被告人にそのような財力はなく、免除願いが出るだろうと推測されたからである。

懲役四年六ヶ月、百五十日を差し引くので、実際に刑務所に入るのは四年余りとなる。さて、この判決はどうなのだろうか。厳しいのか、そうではないのか。量刑は、はたして重いのか、軽いのか。

主文の後、犯罪事実の認定や量刑についての説明が続く。被告人は時おり小さくうなずく。検察官も弁護人

も表情を変えず、淡々とメモを取っている。傍聴席を見ると、初顔が数人いた。修習生四人のほか、補充裁判員の二人、その後ろに女性がふたりいる。ひとりは証言に立った母親だが、ハンカチを手に涙を拭いている様子だった。母親のとなりの若い女性は初めて見る顔だ。被告人に姉妹はおらず、母親のとなりに座っているところから、被告人のガールフレンドではないかと思う。被告人の自宅にもしばしば出入りしていたとの証言もあったことを思い出した。判決言い渡しが始まると、彼女も泣き始めた様子だった。

判決の言い渡しが終わり、裁判長が説諭を始めた。スプレーを用いた際の犯行を強盗致傷と判断したこと、それにしては検察官の求刑に比べて重い刑になっていないのは、母親が工面してくれたことで成り立った被害弁償やそれによって示談が成立しているなど、被害者らの寛大さに免じてのことであることを説明し、こうした周囲の人を裏切ることのないように、といった内容が含まれていた。また、更正のために刑務所で技術を身につけるなど、社会復帰に備えるように、ということも付け加えられた。さほど長くはなく、その間じゅう被告人は神妙な顔で聞き入り、時折、うなずいていた。判決言い渡しと説諭が終わり、閉廷となった。それまでと同様、裁判官と裁判員が法廷から出るまで、全員起立したままで待つ。

評議室に戻ると、安堵の表情を浮かべながら、深いため息とともに、誰からともなく「お疲れ様」と言いあう。判決言い渡し時、傍聴席から見えていた補充裁判員の二人も評議室に戻ってきた。全員がそろったところで、裁判長にうながされて、裁判員が順に感想を述べた。皆、異口同音に「いい経験だった」と言う。私もそう言った。ほんとうにそう思った。誰もがそうだろう。

裁判員制度が始まってからは、法壇の位置をそれまでよりも低くしたそうだが、威圧感を減らそうということだ。というのだが、補充裁判員の二人が判決言い渡しの時に傍聴席に座ってみると、法壇は十分に威圧的に見え

たという。私は見下ろしているとは感じていなかったもので、上から見ると下から見るとはだいぶ印象が違
うようだ。法廷にある二台の大画面のモニターは今回、使わなかった。はじめのうちは傍聴人へのサービスと
いうことで証拠などを見せていた。裁判官、裁判員と同じ情報が得られたが、そこまでサービスしなくてもい
いだらうということ、最近はあまり利用していないとのことだ。

最後に、裁判員のバッジと千葉地方裁判長から「裁判員・補充裁判員の皆様へ」という感謝状を受け取った。
こんなものを配布していたとは知らなかった。感謝状は、次のような文言である。

このたびは、大変お忙しい中、裁判にご参加いただき、誠にありがとうございました。

また、裁判に参加していただいて大変お疲れになったことでしょう。本当にお疲れ様でした。

裁判員制度は、司法を国民の皆様を理解しやすく、これまで以上に信頼されるものとするために導入され
ました。皆様のご理解、ご協力なくして制度は成り立ちませんし、皆様お一人お一人の御意見が一つ一つの
裁判を支え、ひいては日本の社会を支えているのだと思います。

そのような大役を果された皆様に深く敬意を表しますとともに千葉地方裁判所を代表して、厚くお礼申し
上げます。

裁判所は、今後も、信頼される司法を目指して努力してまいります。

バッジには「千葉地方裁判所 04091」と刻印されており、ケースの外紙には「千葉 04091」と
いう小さな紙片が貼つてある。バッジとケースは全国一律なのだろう。数字はこれまで千葉県で裁判員になっ
た四千九十一人目ということを示している。このバッジを付ける人はいるのだろうか。

ともかくこれで裁判員の任は解かれた。長かったような短かったような八日間だった。翌三月はじめに「国庫金振込通知書」が届いた。二月二十八日付で、千葉地方裁判所から「裁判員旅費日当（二月十三日～二月二十日、五日分）」として、あらかじめ指定した銀行口座に五万六千五百円が振り込まれた知らせだ。これで今回の裁判員に関わる手続きはすべて終了した。

控訴期限が過ぎた三月十日、千葉地方裁判所に電話で問い合わせたところ、控訴されていない。量刑には不満を抱いたであろう検察も、事実認定に納得できなかったであろう被告人側も、ともに判決を受け入れたということだ。何となく、安堵を覚えた。

おわりに

本来ならば、「考察」をした上で締めくくりたいところだが、それはできないので、すでに述べたことと重複する部分もあるが、最後に感想を述べたい。

まずは、とにかく「疲れた」ということである。慣れていないどころか、何から何まで初めてのことであり、しかも罪を犯した人を裁くという重い責任を負うのだから、緊張しないわけがない。間違っても無実の者を「有罪」にしてはならない。これが何よりも重要なことだが、今回の裁判では被告人が起訴されたすべての犯行を認めており、その点では少し気が楽ではあった。しかし、法的判断で争っている点があり、それは当然に量刑にも響く。証拠に目を通し、証言を聞くのだけでなく、被告人の態度などにも注意を払うと、法廷で一瞬たりとも気が抜けない。

そもそも裁判員制度とはどのようなものか。かつて『六法』をひもといてみた時の驚きは今も忘れない。裁

判員法第一条には、「この法律は、国民の中から選任された裁判官と共に刑事訴訟手続に関与するところが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ……」とある。これでは逆立ちしているではないか。話題を呼んだ映画『それでもボクはやってない』を観るよう毎年学生に薦めているが、日本の刑事司法に対する批判や不信は根強いものがあり、改革が長く待たれてきた。強引な捜査や密室での取り調べ、裁判における自白偏重などによって、有罪率九九・九パーセントという異常なまでの高率は、そこに含まれているであろう冤罪を容易に想像させるものである。私の知り合いにも冤罪で二度までも死刑判決を受けた人がいる（アリバイが証明されて無罪となった）。この条文には、文字通り開いた口が塞がらなかった。法務省の役人が法案作成の段階で、最も重要な点をまったくの正反対にしてみましたのではあるまいか。判事や検事など司法関係者こそ、刑事司法のあるべき姿をしっかりと理解してもらいたいものである。そのためにならわがわが私たち一般国民が裁判に参加するのがこの制度の意味だというのが私の理解である。だから、裁判員法第一条は逆立ちしているのである。

しかし、今回の体験を通じて、少しだけ安心することができた。それは名簿記載通知とともに最高裁から送られてきたDVDでは、「国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続に国民の視点、感覚が反映され、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する信頼の向上につながると期待されています」と言っているからである。こうした説明ならば受け入れることができる。国民の参加が司法を向上させるのである。

私が今回体験したかぎりでは、裁判所の応対にはとくに問題はなかったと思う。心配していたような威圧的な姿勢は感じられなかったし、専門用語で煙に巻いて議論を誘導するようなこともなかった。すべての裁判員裁判がこのようなものならば、誰でも安心して参加できるだろうと思った。また、法廷においても、難しい法

律用語を易しく言い換えるなどして、わかりやすい裁判の進行を心掛けていたと思う。先に述べた「証人」のアクセント以外は、理解しづらかったり、疑問を感じたりする場面は、私には特になかった。証拠の提示や説明も概ね丁寧であった。裁判員の誰もがそう感じたかどうかはわからないが、わかりにくいと不満を漏らす人はいなかった。

特に裁判員に気を使っていると感じたのは、評議の場面である。司会は右陪席の裁判官が務めたが、発言は必ず裁判員から始めるようにし、補充裁判員も含めて八人全員が意見を言い終わるまでは、裁判官は一切意見を述べなかった。裁判官からすれば、裁判員の発言の中には、素人特有の思い違いや的外れな発言もあったかもしれないが、裁判員の発言の途中で裁判官が口を挟むようなことはなかった。説明を求められた場合は別として、これは徹底していた。しかも、裁判官が発言する際の順番は、必ず、左陪席の若い判事補、司会の右陪席の判事、そして最後に裁判長という順だった。一度の例外もなかった。裁判員が気後れすることなく意見を言えるようにという裁判官の配慮であろうし、補充裁判員を含む全裁判員が評議の場での意見表明において全く平等・対等であることを徹底していた。おかげで、私たち裁判員は自由に発言できた。私はあえて「裁判長」ではなく「佐々木さん」と呼びかけるようにしていたが、陪席のふたりの裁判官もそう呼んでいた。普段もそうなのかどうかは知らないが、こうした点にも裁判所が注意を払っているのではないかと思った。

一般的にいえば、裁判員はあまりやりたくないと思っている人のほうが多いのではなからうか。周囲の知り合いに今回の裁判員の話をしたところ、「植村さんは適任だけど、私には無理だ」（三十代の会社員）、「私なんか裁判員に当たっちゃたら、どうしたらいいの」（五十代の主婦）、「僕なんか裁判員になってもしょうがない。何とか辞退できないのか」（四十代の音楽家）といった反応が多かった。当然の心配といえなくもないが、今回の私の体験からいえば、そのような心配は無用だと言いたい。一般市民の立場で自由に考え、意見を

述べ、判断すればいいと思う。それが極端に偏ったものにならないよう、裁判員は六人いるのだ。周りの意見を聞いて、素直かつ謙虚、そして率直に意見を述べ、評決に参加すればいい。ただし、言うまでもないが、今回のように、裁判員が自由に発言できる条件が整っている場合に限る。先に述べたように、評決の仕組みをみると、裁判員だけでは決められないようになっていく。裁判官は、裁判員の意見の偏り具合を見ながら、それがある程度補正する役割を果たすことにもなるのだろう。裁判員の感覚や考えが反映され、とはいえ裁判員にあまり引きすぎないような仕組みになっているといえるのではなからうか。

たった一度の参加で制度そのものの是非を論じることができないが、私は、この制度は今後も発展させる方向で検討してもらいたいと思う。専門家などというものは、当てにはできないものである。専門家というのはある特定の分野の特定の部分について、他の人よりもいくぶん多くの知識を持っているというに過ぎない。福島での原子力発電所の事故がはしなくも露呈させてしまったように、重要な判断を下す能力を持っているわけではないのである。医師は医療の特定の部分の専門家ではあっても、命の専門家というわけではなく、ましてや生活や人生の専門家ではありえないが、同じことは法律家にもいえる。原発や医療と同様に、刑事裁判も専門家に委ねるには重要すぎる。むしろ私は、刑事裁判だけでなく、公害事件や行政事件でも、何らかのかたちで裁判官だけに任せない裁判の仕組みを検討してもらいたいと思う。もし実現していれば、水俣病をはじめとする公害患者をどれだけ救うことができたことか。そのためには、裁判員制度についての総合的な研究が必要だろう。法律学者はとかく法典ごとに「専門」という名の縄張り意識が強く、*「タコソボ」*的であるが、そうした「専門」を超えた研究でなければ意味はない。ここでも専門家にまかせでは駄目である。

どんな制度にも必ず不備はあるものだ。裁判員制度の問題点も指摘されている。それでもなお、これまでの裁判に比べれば、裁判員裁判にははるかに希望が持てる。今回の体験を通して私はそう確信した。ただし、今

回の判決が被告人にもたらす刑務所での日々が被告人の更生にどれほど役に立つのかは、日本の刑務所が抱える問題を考えると、気になるところである。